

悪質滞納者に対する

行政サービス制限条例がスタートします

（平成26年4月から町税等の滞納者に対する特別措置が始まります）

町民の皆さんに対しても町が行うさまざまな行政サービスを提供するためには、町の自主財源である税金の確保がとても重要です。

町税等を納期内に完納されている町民の方と、納税等に誠意のない滞納者が町の行政サービスと同じように受けることは、多くの善良な納税者の不満や不公平感が高まることがあります。

このため、滞納者に対して町が実施する行政サービスの一部について制限することにより、納税の意識を高めていただき、完納を促進していくことを目的に「大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例」が12月定例議会で議決され、平成26年4月1日から始まります。

【対象となる税目】

町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

【納税確認の範囲】

（個人の場合）本人及び世帯員
（法人の場合）法人及び法人の代表者

行政サービス制限の概要

悪質滞納者

- ・正当な理由がなく納税を拒否する者
- ・居留守や連絡文書にも応じない者
- ・納税誓約を守らない者
- ・誠実な対応がない者

滞 納 者 (行政サービスを申請)

※分割納付や納税誓約がある方は、制限から除外されます。

行政サービスの制限 (サービス提供の停止等)

何らかの事情により、納期限までに納付の困難な方は、お気軽に税務課までご相談ください。

◆税務課

☎ 0859-54-5208

【行政サービス制限対象事業等】

- | | |
|------------------|-------------------|
| ①町有財産の貸付・使用許可 | ⑬敬老祝金 |
| ②町有財産の売払・譲渡 | ⑭タクシー助成 |
| ③町表彰 | ⑮電気式生ゴミ処理機の補助 |
| ④町の嘱託・臨時職員の採用 | ⑯移住定住化促進助成 |
| ⑤物品等の購入 | ⑰浄化槽設置補助 |
| ⑥業務の委託 | ⑱雇用喪失促進助成 |
| ⑦広報やホームページ等の広告掲載 | ⑲街なみ環境整備の補助金 |
| ⑧住宅用太陽光発電システムの補助 | ⑳エコ農業野菜栽培ハウス導入の補助 |
| ⑨チャイルドシートの購入の補助 | ㉑農業経営基盤強化資金利子の助成 |
| ⑩国際交流事業人材育成事業の補助 | ㉒大山ブランド開発支援の補助 |
| ⑪結婚推進事業の補助 | ㉓放課後児童クラブ |
| ⑫スマイル大山号の割引 | ㉔スポーツ大会等の派遣費助成 |

【すでに行政サービスを制限している事業】

町営住宅等の入居、個人用住宅等改善の助成、中小企業への融資、不妊治療・不育治療の助成、小規模事業経営改善資金の利子補給、誘致企業あんしん交付金、競争入札参加資格